

相談業務のご案内

ご相談はお気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。
住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

相 談	日 時	場所／問合せ先
○弁護士相談（事前に要予約）	6月8日(金)・22日(金) 10:00～12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
	7月19日(木) 10:00～12:00	大平隣保館／人権推進課 ☎43-6611
	6月19日(火) 10:00～12:00	藤岡公民館／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
○総合相談 （行政・人権・家庭児童・青少年）	6月8日(金)・22日(金) 10:00～12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
○宅地建物相談	6月8日(金) 10:00～12:00	←（土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談）
○合同相談 （行政・人権・心配・困りごと）	6月12日(火) 9:30～11:30	ふるさとふれあい館／大平総合支所生活環境課 ☎43-9211
	6月26日(火) 9:30～11:30	老人憩いの家／都賀総合支所生活環境課 ☎29-1102
○市民相談（日常生活の問題など）	月～金曜日 9:00～17:00	本庁舎市民相談室／本庁市民生活課 ☎21-2144
○消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民会館／消費生活センター ☎23-8899
○年金相談	6月23日(土) 10:00～12:00	大平隣保館／人権推進課 ☎43-6611
○外国人相談	6月16日(土) 20:00～22:00	大平隣保館／人権推進課 ☎43-6611
○行政相談	6月12日(火) 10:00～12:00	藤岡公民館／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
	6月18日(月) 13:00～15:00	西方保健センター／西方総合支所生活環境課 ☎92-0308
○人権相談	月～金曜日 8:30～17:15	厚生センター・大平隣保館／人権推進課 ☎24-2444 ☎43-6611・0120-46-7830
	6月1日(金) 10:00～12:00	藤岡公民館／人権推進課 ☎43-6611
	6月18日(月) 13:00～15:00	西方保健センター／人権推進課 ☎43-6611
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	月～金曜日 9:00～17:00	市民会館／青少年育成センター ☎24-0667 FAX 23-6566
○青少年相談（非行問題・不登校など）	月～金曜日 9:00～17:00	市民会館／青少年育成センター ☎・FAX 23-6566
○女性のチャレンジ電話相談 （就職・再就職の相談）	火～木曜日 9:00～16:00	パルティとちぎ男女共同参画センター ☎028-665-8724
○家庭児童相談 （0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9:00～16:00	福祉庁舎／家庭児童相談室 ☎21-2514
○ドメスティック・バイオレンス相談 （配偶者等からの暴力）	月～金曜日 9:00～16:00	福祉庁舎／こども課 ☎21-2513

栃木市の人口

人 口 147,468人（-348）
男 72,701人（-165）
女 74,767人（-183）
世帯数 53,879世帯（-7）

外国人登録者を含む
3月末現在（ ）内前月比

◇開所時間 月～金曜日9時～16時
◇住所 日ノ出町14番36号
市民会館3階（☎23-8899）

食中毒の原因菌が食べ物につかないように、手や調理器具は良く洗い消毒しましょう。食べ物には低温（10℃以下）で保存し、加熱できる食品は十分に加熱し（中心温度75℃で一分以上）殺菌しましょう。細菌は目で見ることは出来ません。綺麗だから、冷蔵庫に入れたからと安心してはいけません。嘔吐や下痢の症状は原因物質を排除しようという体の防御反応です。食中毒かなと思ったら、むやみに市販の下痢止めなどの薬を服用せず、早めに医師の診断を受けましょう。

食中毒は飲食店などの外食だけではなく、家庭でも発生しています。これからの季節は特に注意しましょう。食中毒予防の3原則は、食中毒の原因を「つけない」「増やさない」「やっつける」事です。

食中毒に注意しましょう

くらしの窓